

「倭寇と倭寇図像をめぐる国際研究集会」報告

二〇一一年一月八日、中国国家博物館（北京市）から陳履生副館長らを招聘し、「倭寇と倭寇図像をめぐる国際研究集会」を開催した。本研究集会は共同利用共同研究拠点「日本史料の研究資源化」の特定共同研究海外史料領域、及び画像史料解析センター「東アジアにおける「倭寇」画像の収集と分析」プロジェクトによる研究として行なわれた。当日の三報告をここに掲載する。本集会の実施にあたっては、画像史料解析センター共同研究員の黄榮光氏（中国科学院自然科学史研究所）から多大なる御尽力をたまわったことを記して謝辞にかえたい。

（研究代表／須田 牧子）

## 『蔣洲咨文』について

須田 牧子

はじめに

本所所蔵「蔣洲咨文」は、嘉靖三五年（弘治二、一五五六）一月、「大明副使蔣（洲）」が「対馬島」に宛てて、倭寇禁圧を求めた咨文である（口絵参照）。咨文とは対等の役所間のやりとりで用いられた公文書である。本史料は、「倭寇」の頭目として著名な王直の誘致に成功したことを伝えるなど、一六世紀半ばの東アジア海域情勢を考える上で興味深い内容を含んでいる。王直は弘治三年（嘉靖三六、一五五七）に明に帰国したが捕えられ、弘治四年（嘉靖三七、一五五八）獄に送られた。王直と同行してやってきた大友氏の船団は、明軍と合戦の末、舟を焼かれた。『倭寇図巻』に見える「弘治四年」、『抗倭図巻』に見える「日本弘治三年」の文字が、これら王直捕縛に関わる一連の出来事に関連し、倭寇禁圧の象徴的な年号として選びとられているのではないかと推測<sup>1)</sup>については、二〇一〇年のシンポジウムで述べたところである。本史料はこの意

味で、『倭寇図巻』にまつわる新発見・『抗倭図巻』の紹介に始まる本共同研究と密接な関係を持つ。

本史料が本所所蔵となったのは三〇年以上前のことであるが、修復の困難さから、長らく未整理史料とされてきた。修復が完了し、正式に上架されたのは二〇一〇年度のことである。対外関係史研究においてはよく知られた史料ではあるが、以下簡潔に本史料の内容を紹介するとともに、本史料自体の伝来、また修復の結果観察することのできた本史料の形状について、適宜研究史にも触れつつ紹介することとしたい。

### 釈文と内容

本史料の釈文と内容解説については、『日本史料中世2』（岩波書店、一九九八年）が釈文・読下し・解説を掲載しているが、ここでも改めて釈文を提示しておく。現状、すれや破れなどにより判読不明な文字については、『江雲隨筆』（東京大学史料編纂所蔵謄写本）所収の写により

〔一〕で補った。なお『日本史史料中世2』は「明皇帝に係わる語句を二字擡頭、日明兩國および大友氏に係わる語句を一字擡頭にして」とするが、原文書を見る限り明皇帝に係わる語句は二字擡頭、明国に係わる語句は一字擡頭、日本国および大友氏に係わる語句は平出となっている。  
〔積文〕

大明副使蔣 承奉

欽差督察總制提督浙江等處軍務各衙門、為因近年以來、日本各島小

民、假以買壳為名、屢犯

中国辺境、規掠居民、奉

旨議行浙江等處承宣布政使司、轉行本職、親詣

貴国面議等因、奉此帶同義士蔣海・胡節忠・李御・陳桂、自旧

年十一月十一日、來至五島、由松浦・博多、已往豊後

大友氏會議、即蒙通行禁制各島賊徒、備有回文、撥船遣僧德陽

首座等、進

表・貢物、所有發行爾島禁賊御書、見在特行備礼、就差通事吳四

郎、前詣投遞、爾即当体

貴国之政条、憤部民之横行、分投遣〔人〕、嚴加禁制、不許小民私

出海洋、侵擾

中国、俾〔邊〕境寧靜、豐隙不生、共享和平之福、史冊書美、光伝

百世、豈不快哉、否則奸商島〔民〕、扇〔構〕不已、党類益繁、盤〔抱〕

海島、窺隙竊發、恐非

貴〔國之利、如昔〕、年安南国陳氏之〔俗〕、可鑑矣、今特移文併知、

非特為

中国也、〔惟深体〕而速行之、希即回文、須至咨者、

右 咨

日本国 对馬 島

嘉〔精〕 参拾伍年〔拾〕 壹月 初三 日  
咨〔答〕 (花押)

すなわち、①大明副使である蔣洲は、日本各地の民衆が、しばしば中国辺境で掠奪を働くのを禁止するよう求めるために、明朝の命を受けてやってきた、②昨年（一五五五）一月一日に五島に到着し、松浦・博多を経て、豊後大友氏に至り会談した、③大友氏は賊徒を禁圧することを約束し、僧徳陽を遣わし明に朝貢することに決めた、④対馬島としても、民衆がみだりに海に出て中国沿海部を掠奪するのを禁止しない、と述べ、かつて明朝に併合されたことのある安南国の例を持ち出して脅し、すぐに返事をするようにと促したものである。

この咨文をめぐる当時の状況については、鹿毛報告で詳しく述べられることとなるが、ここでも『明実録』等によりながら簡単に整理しておこう。

嘉靖三〇年代（一五五〇年代）、中国沿海部、とくに江南地域における倭寇の活動は苛烈さを増し（嘉靖の大倭寇）、対応に苦慮した明は、陳可願・蔣洲の二人を日本に遣わした。一五五五年五島に到着した彼らは、当時倭寇の首魁とみなされていた王直と接触し、海外貿易を解禁するとして説得、帰国を承諾させた。陳可願は、王直の部下とともに先に中国に帰国し、蔣洲は王直とともに豊後大友氏を訪ね倭寇禁圧を要請した。大友義鎮は、徳陽を使者として明に派遣することに決した。ここま

で咨文にも書かれている経緯である。  
蔣洲はその後、周防大内氏のもとに使者を遣わして、倭寇禁圧を要求し、これに応じて大内義長は被虜人と書状を大友氏に託して送ることにした。<sup>〔3〕</sup>嘉靖三六年（一五五七）四月、蔣洲は、大友氏使者徳陽、王直らとともに、松浦を發して中国に向かった。蔣洲・徳陽は七月に、嵐にあつて遅れた王直は一〇月に、中国舟山の港に到着した。しかし明朝は、徳

陽が勘合等を持っていなかったことを理由に、徳陽を正式な使者として認めず、蔣洲を下獄し、ついでやってきた王直を誘引捕縛し、嘉靖三十七年正月、按察司の獄につないだ。<sup>(4)</sup> これをみた徳陽をはじめ大友氏使節団は逃亡し、王直は嘉靖三十八年斬首された。

本史料は、蔣洲がまだ豊後大友氏のもとに滞在中の嘉靖三十五年一月三日付で、対馬宗氏に向けて出されたものである。『朝鮮王朝実録』には明宗一二年（嘉靖三六年、一五五七）三月、対馬宗氏の使者がやってきて、大明副使蔣なる人物から書状が来たと報告したことが記され、続けて本文書の概略が引用され、「漢史学官」にこれを解読させた上で、わが国には無関係であるとして返却した旨が見えている。<sup>(6)</sup> 記事の後ろに付された史臣のコメントには、蔣洲なる人物の正当性について疑うとともに、もしほんとうなら、堂々たる天朝（中国）が「海島の小醜」に侵略された揚句、和解を求めて（<sup>(7)</sup>）道を開くなど、痛ましいことだとある。なお、対馬宗氏がこの咨文の到来に対して取った対応として知られているのは、この朝鮮王朝への報告のみで、同じく倭寇禁圧を求められた周防大内氏が、書状と被虜人を大友氏に託して明に送ったのとは対照的である。

#### 伝来と形状

本史料は、江戸時代を通じて対馬宗氏の所蔵であった。一九二六年、武田勝蔵「宗家文書の中より」（『史学』五一三）と題される論文に、宗伯爵家蔵として本史料も紹介され、巻頭図版には本史料の写真が掲載されている。これが、本史料が近代において紹介された初めであろう。もともと、以酌庵十八世江岳元素・同四十二世雲崖道岱の著『江雲隨筆』、一八世紀末に編纂された『続善隣国宝記』などにも引用が見られることから、外交に携わる人々の間では、早くから比較的よく知られていた史

料であったと思われる。<sup>(8)</sup>

中村栄孝によると、本史料は武田の紹介以後、朝鮮総督府に移り、ついで韓国国史編纂委員会の所蔵となったという。<sup>(9)</sup> 一九八四年まで本所員であった田中健夫は、一九六八年、「明人蔣洲の日本宣論」とする論文を発表している。<sup>(10)</sup> 本論文は現在に至るまで蔣洲についての唯一の専論とも言えるものだが、「蔣洲咨文」については、中村にしたがつて大韓民国国史編纂委員会所蔵としている。その後、経緯は不明だが、東京神田の一誠堂書店の入手するところとなり、一九七七年「嘉靖三十五年倭寇関係文書」として売り出されたのを、本所が購入した。

購入記録には、一軸、箱なしで、「湿損による朽損箇所・剥離せる部分多し」とある。軸装された文書が湿気を含んだ結果、一部泥状を呈し、開閉困難な状況にあったという。文書の紙質が竹紙であったこともあり、購入以後、本史料は長らく修復不能のまま、未整理史料として保管されてきた。二〇〇七年から二〇〇八年にかけて、本所修復室の高島晶彦氏により全面修復が施された結果、はじめて閲覧可能な状態となり、現在は、請求番号〇八三五―一〇「蔣洲咨文」として原本・古写本類に分類・登録されている。

高島氏による修復の内容を簡単に述べておこう。修復前の本史料は、①本紙には大きな欠失が見受けられ、②残っている本紙も脆弱で亀裂が生じ、うろこ状に剥離していた上、しみによる変色が見受けられる、という状態にあった。これに対し、①亀裂・剥離しないように表打ちを施す、②旧裏打紙や繕いを取り除き、汚れも除去する、③欠失箇所にも本紙に近い補修紙で繕いを施す、④肌裏打を施す（美濃紙）、⑤亀裂箇所にも折伏を施す、⑥増裏打を施す（美濃紙）、⑦表具裂の付け直し、⑧総裏打を施す（字陀紙）、⑨仕上げ、という処置をとった。②に際しては、墨痕の残る旧裏打紙は除去せず残し、また変色している部分は糊気が強



図1 朱郭方印図

く、旧裏打紙を除去することができないため、本紙の負担にならないように処置し、また⑦に際しては、表具は新調し、本紙と調和のとれるものとするため、中国風とすることとし「紋海気」の裂を用いた由である。こうして広げて調査することが可能になった蔣洲咨文の法量は、縦五七・一センチ、横五一・七センチ<sup>(11)</sup>、ただし前回の軸装時に天地左右が切り落とされた形跡がある。一四行に渡って本文・宛所・年月日が書かれ、年月日の上から朱郭方印が捺されている。印のサイズは縦一一・二センチ、横六センチ、印文は不明瞭かつ紙面の傷みにより読み取れない(図1)。紙面には中央やや左寄りに縦折線が一本、かすかに残っているのが認められ、右半分より左半分、とりわけ下部の傷みが激しく、また左端は欠損している。右端から縦折線までの間は約二八センチであるので、この縦線を二つ折りした際にできたものにとらえると、あるいは本来横は五六センチ程度の大きさであったのかもしれない。また、文書の手は二字擡頭の字のギリギリで切られており、すくなくともあと一、二センチは長かったと推定される。地も多少裁断されていることを考える

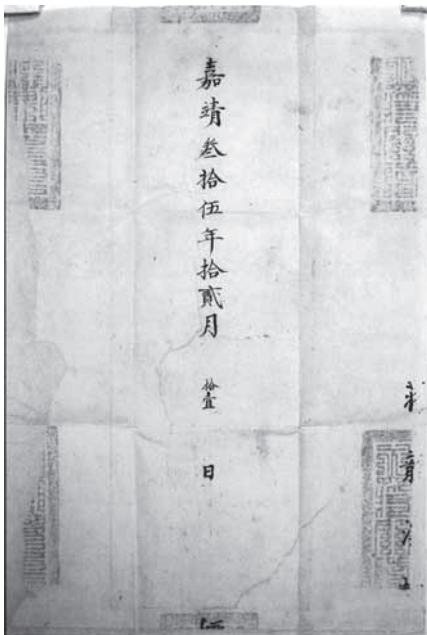


図2 「明嘉靖年号書囊」  
(毛利博物館蔵)

と、縦も六〇センチ以上はあったとみられる。もう一つの「蔣洲咨文」  
ところで、本所所蔵「蔣洲咨文」は本紙のみで包紙は残っていないが、毛利博物館には、大内氏の外交遺産として著名な通信符(大内氏が対朝鮮通交で使用した銅印。朝鮮王朝から贈られたもの)や「日本国王之印」木印(永楽帝が足利義満に与えた金印の模造印)に交じって、「明嘉靖年号書囊」と名付けられた一枚の紙片が残されている(図2)<sup>(12)</sup>。この紙片については、すでに一九二〇年栢原昌三が、図解して紹介し、小葉田淳が、蔣洲が大内義長に与えた書の囊ではないかとしている<sup>(14)</sup>。ただ、小葉田は実見の機会には恵まれなかったようで、史料に即した具体的な検討はしていない。<sup>(15)</sup>  
二〇一一年九月に実見させていただいたところによると、毛利博物館所蔵「明嘉靖年号書囊」は、竹紙で、縦三九センチ、横二五センチ。左端にやや欠損が見られるほか、天の右端が縦一・八センチ×横六・九セ



ンチ四方、左端が縦一・八センチ×横六、二センチ四方切り取られている。現在は全体に裏打が施されている。中央に「嘉靖参拾五年拾貳月拾壹日」と記され、天地に一か所ずつ、左右に二か所ずつ朱印跡が残るほか、右端の下部の朱印跡の下と地の朱印跡の下とに墨書の残画が見られる。また、天から一・八センチ下がったところと地より一・四センチ上がったところにそれぞれ一直線に横の折れ線跡が、右から六、九センチ内側に入ったところと左から六、二センチ内側に入ったところにそれぞれ一直線に縦の折れ線跡が認められる。

折れ線跡と朱印の残存状況にしたがって、もとの形を復元してみよう。まず右端を六・九センチ、左端を六・二センチ折り返し、右を下にして一・二センチ程度を糊代として貼り合わせる。さらに天を一・八センチ、地を一・四センチ折り返し、封筒状にする。そのうえで、中央の紙の継ぎ目の下方に、地の折り返しの継ぎ目にもかかるように墨で署名し、その上から朱郭方印を捺し、さらに同じ朱郭方印をもう一か所、天の折り返しの紙継ぎ目と中央の紙継ぎ目にかかるように捺す。こうして完成した封筒の大きさは縦一・九センチ、横三五・八センチ。本所所蔵「蔣洲咨文」を縦に六つ折にしたうえで、横に半分に折ると、だいたい縦三〇センチ強、横九センチ強程度になるから、これが入るのにふさわしい大きさとなる(図3)。

署名の文字は「蔣龍溪封」と読める。龍溪は蔣洲の別号である。<sup>16</sup>朱郭方印は上下ともに縦一〇・八センチ×横六センチで、朱の残り具合から若干の誤差はあるものの、本所所蔵「蔣洲咨文」の左肩に捺されているのと同じものと考えられる。本所所蔵「蔣洲咨文」も毛利博物館所蔵「明嘉靖年号書囊」も印影が明瞭でなく、印文を読み取るのは困難であるが、三つの印を併せ検討してみると、辛うじて「□□使□□蔣関防」と読める。



(表) (裏)  
図3 復元予想図

これら署名と朱印から、毛利博物館所蔵「明嘉靖年号書囊」はまさしく、蔣洲が大内氏方に送った文書の包紙であったと知られる。そのサイズは、本所所蔵蔣洲咨文をおさめるのにちょうどいい大きさであることも判明した。それではこの包紙が包んでいた文書も、対馬宗氏に送られた本所所蔵のものと同様、倭寇禁圧を求める咨文であったのであろうか。

そう解釈する上で問題となるのは、「日本国昔年欽奉／大明国勅賜御印壹顆／弘治二年十一月日(日本国王之印)／左京大夫兼周防介多々良朝臣(花押)」(図4)と記された文書の存在である。<sup>17</sup>「日本国王之印」が朱く捺され、この印影が明から足利義満が賜った金印の印影であることを証そうとしたものである。

大友氏に託して大内義長が送った書は、「雖有金印回文、而又非国王名称」(金印を捺した回答文はあるけれども、(日本)国王の名義ではな

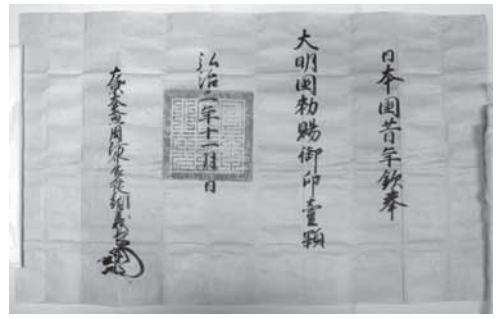


図4 大内義長証状

ような倭寇禁圧を求めるものではなく、倭寇禁圧を求めたことに対する義長の積極的な反応を得て、書かれたものと解釈される。

おそらく、倭寇禁圧を求める蔣洲の咨文は一月初旬、ほぼ同文のものが対馬宗氏および大内氏にむけて発せられ、これをうけて被虜人送還と書状送付を決めた大内氏に対しては、一二月一日付で再度、何事かを通達するための咨文が送られたのであろう。このうち、一月初旬の対馬宗氏宛の咨文の本紙と、一二月一日の大内氏宛の咨文の包紙だけが、現在本所と毛利博物館に残されているのである。

ここまで見てきたこれらの史料の形状から察するに、蔣洲は、日本に遣わされるにあたり、自分の立場を刻んだ朱郭方印とともに、同一規格の文書用の紙と包紙用の紙を持参し、必要に応じて現地で作成していったものと考えられる。本所所蔵「蔣洲咨文」・毛利博物館所蔵「明嘉靖年号書囊」は、倭寇がらみの史料として興味深いばかりでなく、明

(い)と明側から非難されており<sup>(18)</sup>、「日本国王之印」の模造印が捺された大内義長名義の書であつたことがうかがえる。したがって、弘治二年(一五五六)、すなわち嘉靖三五年一月にこのような文書が作られたことは、蔣洲の倭寇禁圧要請に対して、大内義長が「金印回文」、すなわち「日本国王之印」を捺した書を作つたことと関連して捉えるのが妥当であらう。だとすれば、嘉靖三五年一二月一日の日付を持つこの包紙が包んでいた蔣洲の咨文は、本所所蔵「蔣洲咨文」の

代の文書論の材料としても興味深いものと言えるだろう。

〔註〕

- (1) 拙稿「倭寇図巻再考」(『東京大学史料編纂所研究紀要』二二二、二〇一二年)。「史料・文献紹介」『倭寇図巻』(『歴史と地理』二三四、二〇一一年)。
- (2) 『明実録』嘉靖三五年(一五五六) 四月甲午・同三六年八月甲辰・同二月乙卯条。
- (3) 『明実録』嘉靖三六年八月甲辰条。
- (4) 『明実録』嘉靖三六年一月乙卯条、黄宗羲「蔣洲伝」(『南雷文約』卷三)、『倭変事略』「附録」(『東京大学史料編纂所架蔵謄写本』)。
- (5) 『明実録』嘉靖三七年七月丙辰・同一〇月辛亥・同一一月丙戌条など。
- (6) 『朝鮮王朝実録』明宗一二年三月庚午条「礼曹啓曰、対馬島歳遣第一船、今始出来、其書契内辞縁、有所謂、大明副使蔣姓者咨文、(中略、文書の引用) 多有難解之語、故招漢吏学官示之、則蔣副使奉 聖旨、請禁断賊徒、移文于日本国、日本国王、令大友殿等官會議而已議定、自今以後、禁抑賊倭、遣僧德陽首座、進貢于 大明、蔣副使又移咨対馬島、亦令禁制賊倭、其咨文内辞縁、不過於此、当於本曹饋餉時、面問島主使送平康次、然後詳悉啓達、伝曰、後日饋餉時、詳細問啓」。同四月甲申条「足下所送蔣官人兩件文字、似無関涉於我国、故不敢転啓、還付来使」。
- (7) 『朝鮮王朝実録』明宗一二年三月庚午条「史臣曰、島夷變詐難測、而其曰大明遣蔣副使者、安知不標掠唐人、托為移咨、以恐動我国哉、若信然、則堂堂天朝、侵辱於海島之小醜、創通天地未開之路、以求和解之不暇、豈不痛哉」。
- (8) 以酌庵は、対馬府中にあつた禪寺で、江戸期には朝鮮通交のため、京都五山の僧が輪番で住持を務めた。そうした関係から、対馬宗氏に所蔵された本史料も目にするのもできたものであろう。なお「続善隣国宝記」の編者も以酌庵在住者かその関係者に比定される(田中健夫「続善隣国宝記」について」『東洋大学文学部紀要史学科篇』一〇、一九八四年。のち同著「前近代の国際交流と外交文書」吉川弘文館、一九九六年所収)。

- (9) 中村栄孝「十五・六世紀の東アジアと日本」(『日鮮関係史の研究』中、吉川弘文館、一九六九年) 五二頁。
- (10) 田中健夫「明人蔣洲の日本宣論」(森博士還暦記念会編『対外関係と社会経済』塙書房、一九六八年。のち同著『中世対外関係史の研究』東京大学出版会、一九七五年所収)。  
購入時には、縦五五・五センチ、横四九・四センチとされていたが、一回り大きくなった。
- (11) 『大内氏勘合貿易印等関係資料』(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)所収。
- (12) 栢原昌三「日明勘合の組織と使行」(『史学雑誌』三一―九、一九二〇年)。ただし、いかなる性格の史料であるかの説明はなく、復元図も後述の私見とは異なる。
- (13) 小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』(刀江書房、一九四一年) 四六四頁。
- (14) 二〇一一年九月二七日、須田と鹿毛敏夫氏・山崎岳氏の三名でおこなった。当日お世話になった毛利博物館の柴原直樹氏に感謝申し上げます。
- (15) 黄宗羲「蔣洲伝」(『南雷文約』卷三)。
- (16) 『大内氏勘合貿易印等関係史料』(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)所収。
- (17) 『明実録』嘉靖三十六年八月甲辰条。